

菊川市に転入された方へ（お子さんがいる世帯の方）

次の手続きが必要となる場合がありますので、担当課でご確認ください。



©菊川市

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	持ち物	担当部署・連絡先
高校生以下のお子さん （就労者含む）	児童手当認定請求書の提出をしてください。 （転入日の翌日から15日以内にお手続きください。） 公務員の方は勤務先で手続きを確認してください。	・ 請求者名義の通帳 ・ 請求者と配偶者の マイナンバーカード又は通知カード ・ 転出先からの連絡票 上記以外にも必要になる場合がありますので確認してください。	子育て応援課家庭支援係 （0537-35-0914）
	こども医療費受給者証交付申請書の提出をしてください。	・ お子さんの医療保険の加入状況が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ等）	子育て応援課家庭支援係 （0537-35-0914）
他県からの転入で18歳未満のお子さん がいる世帯	しずおか子育て優待カードをお渡しします。		子育て応援課家庭支援係 （0537-35-0914）
小・中学生のお子さんが いる方	新しく入学する学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書を提出してください。		教育委員会学校教育課 （0537-73-1113）
小・中学生のお子さん が いる外国籍の方 で、公立小・中学校に就学希望の方	菊川市教育委員会学校教育課で外国人就学申請書の申請手続きをお願いします。	在留カード （保護者・お子さんのもの）	教育委員会学校教育課 （0537-73-1113）
ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 をお持ちの方	新しい受給者証を発行します。	・ 受給者とお子さんの医療保険の加入状況が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ等） ・ 受給者のマイナンバーがわかるもの ・ 受給者名義の預金通帳 ・ 受給者とお子さんの在留カード （外国籍の方）	子育て応援課家庭支援係 （0537-35-0914）

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	持ち物	担当部署・連絡先
児童扶養手当の認定を受けている方	住所の変更手続きが必要です。	・受給者名義の預金通帳 ・受給者とお子さんの在留カード（外国籍の方） ・受給者とお子さんの医療保険の加入状況が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ等）	子育て応援課家庭支援係 (0537-35-0914)
妊婦の方	妊産婦健康診査受診票の差し替えが必要です。	・母子健康手帳 ・転出元の市町村で発行された妊産婦健康診査受診票	子育て応援課こども相談係 (0537-35-0955)
3歳以下のお子さんがいる方	乳幼児健診の問診票及び予防接種予診票の差し替えが必要です。	母子健康手帳	子育て応援課こども保健係 (0537-37-1136)
4歳～7歳半までのお子さん	予防接種履歴の確認、及び未接種分の予診票をお渡しします。	母子健康手帳、または予防接種履歴のわかるもの（予防接種済証等）	子育て応援課こども保健係 (0537-37-1136)
小学4年生のお子さん	日本脳炎ワクチン2期の対象 前住所地で接種が済んでいない方は予診票をお渡しします。		
小学6年生のお子さん	DT（2種混合）の対象 前住所地で接種が済んでいない方は予診票をお渡しします。		
小学6年生から高校1年生 相当年齢の女子	HPVワクチン定期接種の対象 前住所地で接種が済んでいない方は予診票をお渡しします。		
平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ の女子でHPVワクチン接種を令和4～6 年度に1回以上接種しているが、3回の接 種を完了していない方	HPVワクチン定期接種の対象 前住所地で接種が済んでいない方は予診票をお渡しします。 （令和8年3月31日までの期限付き制度）		
20歳未満～平成19年4月1日以前生まれ の方	日本脳炎ワクチン特例接種の対象 前住所地で接種が済んでいない方は予診票をお渡しします。		